

新エネルギー等発電事業者の方々

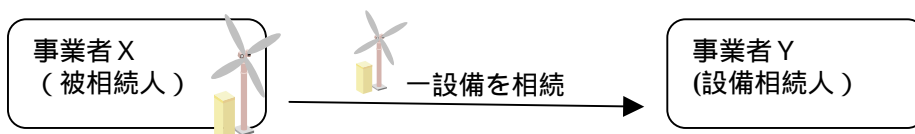
新エネ発電設備を「相続」した場合の手続

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条の規定に基づき認定を受けた新エネルギー等発電設備を相続する(した)場合における手続き方法を以下に示します。

1. 想定される相続のケース

相続の場合は、下記のとおり、3つのケースが想定されます。

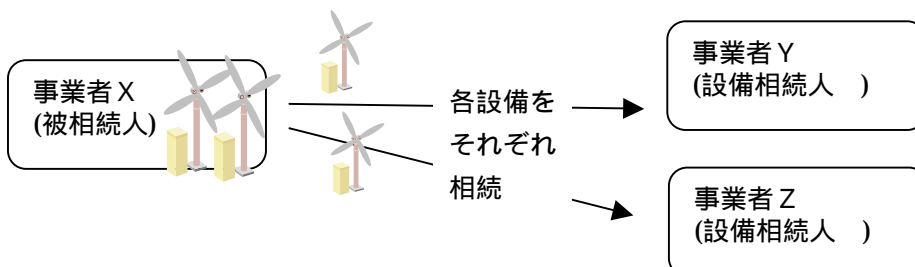
被相続人が一設備を保有しており、一の者が相続する場合(ケースA)



被相続人が複数設備を保有しており、一の者が全ての設備を相続する場合(ケースB)



被相続人が複数設備を保有しており、複数の者が認定設備単位で相続する場合(ケースC)



2. 相続に伴う申請・届出

(1) 提出する届出書

相続の場合における新エネルギー発電事業者の変更手続は、「新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書」を用いて行います。

なお、認定設備を設備毎に複数人に分けて相続する場合（ケースC）は、相続人の数だけ「新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書」を提出します。（電力会社による住宅用太陽光発電等の代行申請/代行申請の場合も同様です。）

(2) 届出時に提出する添付書類等

相続手続を行うため、「新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書」を提出する際は、以下の書類を必ず提出（又は提示）して下さい。

ケース	提出（又は提示）書類
相続人自らが届出する場合	
相続人の姓が変更しない場合	なし
姓が変更する場合	相続の事実を証する書類を提示する（添付の必要はない）
電気事業者が代行する場合	
電力会社から代行申請された住宅用太陽光発電等設備の場合	相続後の相当量の所有権が電気事業者に帰属する旨を記載した書面を添付する。 設備認定申請時の委任状には、上記のような内容が記載されているため、これをもって足りるものとする。
代行申請された設備の場合	相続前及び相続後の相当量の所有権が電気事業者に帰属する旨を記載した書面を添付する。 相続後の相当量について：委任状に上記のような内容が記載されている場合は、委任状のみで可。 相続前の相当量について：設備認定申請時に上記の事実を確認可能な書面を提出している場合は、譲渡前の相当量に関する書面の提出を省略して可。

注：本書では新エネルギー等電気相当量を「相当量」という。

3. 新エネ発電設備氏名等変更届出書の記載・提出にあたっての留意点

ケースA～C共通

a) 「届出者」欄

- ・事業者名は相続人の情報を記載する。(代行申請の場合は代行事業者名)
- ・事業者IDは、相続人又は代行申請事業者が既に事業者IDを取得している場合はIDを必ず記載し、未取得の場合は空欄とする。

ケースA(被相続人が一設備のみ所有)の場合

a) 「変更概要」欄

- ・「変更対象事業者情報」を必ずチェック(「レ」点を付ける。以下同じ。)する。
- ・「変更対象設備情報」は、相続に伴い設備名称が変更される場合にチェックする。

b) 「変更対象設備」欄

- ・相続に伴い設備名称が変更される場合に記載し、変更されない場合は空欄とする。

c) 「変更対象事業者」欄

- ・相続人に関する情報を記載する。
- ・変更日についても忘れずに記載する。

d) 四角囲い部分

- ・変更項目に必要な事項を記載する。
- ・変更理由には、相続の事実が確認できる内容を記載する。

ケースB(被相続人が複数設備を所有しており、全設備を一の相続人が相続)の場合

a) 「変更概要」欄

- ・「変更対象事業者情報」:必ずチェックする。
- ・「変更対象設備情報」:被相続人が保有していた設備を一括で相続手続をする場合は、チェックしない。

設備名称を変更する場合は、一括相続手続を行った後に、名称を変更する設備について発電設備氏名等変更届出を行うか、若しくは当初から一設備毎に発電設備氏名等変更届出を提出する。

b) 「変更対象設備」欄

- ・一括相続手続をする場合は記載しない。

c) 「変更対象事業者」欄

- ・被相続人に関する情報を記載する。
- ・変更日についても忘れずに記載する。

d) 四角囲い部分

- ・変更項目に必要な事項を記載する。
- ・変更理由には、相続の事実が確認できる内容を記載する。

ケースC(被相続人が複数設備を保有しており、複数の者が認定設備単位で相続)の場合

- ・相続する設備1件毎に届出書を提出する。(相続する設備の数だけ届出書を提出する。)

a) 「変更概要」欄

- ・「変更対象事業者情報」:必ずチェックする。
- ・「変更対象設備情報」:必ずチェックする。

b) 「変更対象設備」欄

- ・相続する設備の名称を必ず記載する。

c) 「変更対象事業者」欄

- ・被相続人に関する情報を記載する。
- ・変更日についても忘れずに記載する。

d) 四角囲い部分

- ・変更項目に必要な事項を記載する。
- ・「変更対象設備」欄に相続した設備の名称を記載した場合であっても、設備名称に変更がない場合は、「設備名称」欄は空欄にする。
- ・変更理由には、相続の事実が確認できる内容を記載する。

相続の場合における新エネルギー発電設備氏名等変更届出書記載要領

【届出者欄】

- ・譲受事業者の氏名を記載。
- ・譲受事業者が事業者 ID を取得済みの場合に限り、当該 ID を記載。

【変更概要欄】

- 「変更対象事業者情報」に必ずチェック。
- 「変更対象設備情報」
- ・ケースCの場合は必ずチェック。
- ・その他、設備名称が変更される場合はチェック。

【変更対象設備欄】

- ・ケースCの場合は譲渡設備の情報を必ず記載。
- ・その他、設備名称が変更される場合に記載。

【変更対象事業者欄】

- ・譲渡事業者に関する情報及び変更日を必ず記載。

【四角囲い部分】

- 発電事業者名、代表者名、住所の3項目については、変更前・変更後共に記載。
- 変更理由は譲渡の事実が分かる内容を記載。
- 設備名称・所在地欄
- ・ケースCの場合は、「変更対象設備」欄にチェックした場合でも、設備名称に変更がなければ空欄とする。

様式第12(第16条関係)
新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書

経済産業大臣 殿

届出者 (フリガナ) _____
住所 (〒) _____
氏名 _____
(法人にあつては名称及び代表者名) _____
事業者ID _____
(事業者) _____

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成25年法律第5項の規定に基づく同法施行令第5項の規定により、以下の事項について変更しましたので、届け出ます。

変更概要 (該当項目をチェック：複数選択可)
 変更対象設備情報
 変更対象事業者情報

変更対象設備
 設備名称 _____ 設備ID: _____
 所在地 _____
 変更対象事業者
 発電事業者名 _____ 事業者ID: _____
 代表者名 _____
 住所 (〒) _____
 変更日 _____年 ____月 ____日

届出地支局 (注1) _____

	変更前	変更後 (注2)		変更理由
設備名称		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし		
所在地 (注3)		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし		
発電事業者名		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	(フリガナ) _____	
代表者名		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	(フリガナ) _____	
住所	(〒) _____	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	(フリガナ) _____ (〒) _____	